

作成日 2023 年 2 月 8 日
(最終更新日 2023 年 2 月 8 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-1168

課題名：外傷性肩関節後方不安定症における肩甲骨および上腕骨頭の形態学的特徴の解析

1. 研究の対象

2023 年 3 月～2024 年 3 月に外傷性後方不安定症の診断で CT 検査を受けた方

2. 研究期間

2023 年 3 月 (研究実施許可日) ～2025 年 3 月

3. 研究目的

外傷性肩関節後方不安定症患者における骨欠損の大きさや位置などの肩甲骨および上腕骨の形態学的特徴調査することである

4. 研究方法

CT データから肩甲骨と上腕骨の 3 次元画像を画像解析ソフトを用いて作成する。肩甲骨の形態、関節窩骨欠損の位置、大きさ、上腕骨骨頭の骨欠損の位置、大きさを同ソフトを用いて計測する。受傷機転や脱臼回数との骨欠損の位置や大きさの関連も調査する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、可動域等の身体所見、カルテ番号、CT、MRI

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

機関名：東北大学病院

責任者職名・氏名：医師・川上 純

機関名：東北労災病院

責任者職名・氏名：医師・井樋 栄二

機関名：東京スポーツ&整形外科クリニック

責任者職名・氏名：医師・菅谷 啓之

機関名：慶友整形外科病院

責任者職名・氏名：医師・船越忠直

機関名：大阪医科薬科大学病院

責任者職名・氏名：医師・三幡輝久

機関名：羊ヶ丘病院

責任者職名・氏名：医師・岡村健司

機関名：船橋整形外科医院

責任者職名・氏名：医師・高橋憲正

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、整形外科教室臨床研究助成金を使用する。研究者等の本研究に係る利益相反はない。なお、研究者等の利益相反は、所属機関が管理する。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究全般に関する問合せ窓口（連絡先）：

東北大学病院整形外科 川上 純（研究責任者）

整形外科医局電話：022-717-7245

プライバシーポリシーに関する問合せ窓口（連絡先）：

東北大学病院整形外科 川上 純

整形外科医局電話：022-717-7245

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院整形外科 川上 純

整形外科医局電話：022-717-7245

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合